

(3) 特別工業地区

告示年月日	告示番号	面積 (ha)	備考
平成 8年 3月29日決定	当別町告示34号	20	樺戸町、対雁の各一部（本町地区準工の一部）
建築してはならない建築物	1 住宅（特別工業地区内に立地する事業所の管理人のための住宅で、町長が認めたものを除く。） 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿（特別工業地区内に立地する事業所の所有に係る当該事業所の従業員のための共同住宅、寄宿舎で町長が認めたものを除く。） 3 次に掲げる事業を営む工場 ア 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白 イ 骨炭その他動物質炭の製造 ウ 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造 エ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白 オ 骨、角、きば、ひづめ若しくは貝がらの引割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの カ 墨、懐炉灰又ははれん炭の製造 キ ガラスの製造又は砂吹		